

平成 21 年（行ウ）第 29 号
愛知県の行政委員に対する報酬差止請求事件
原告 森治男外 7 名
被告 愛知県知事 神田真秋

平成 21 年 7 月 1 日
オンブズマン愛知
文責 船戸 豊子

上 申 書

平成 21 年 5 月 27 日付の被告 愛知県知事 神田真秋の答弁書に対し、原告のひとりとして以下の通り反論します。

第 1 本案前の申し立て

1. 本件前の申し立て趣旨について、

被告は、原告らの本件訴えをいずれも却下し、訴訟費用は原告らの負担とするべきと主張しています。しかしながら、本案前の申し立てについて、監査要件は具備していた。というのが原告の見解であります。いずれにしても、本案前の申し立て趣旨は、要件を欠くものとは到底思えません。この問題についての被告の主張は、問題を正面から解決しようとし、はぐらかし戦術であるとは思えません。何故なら、上記被告の主張は、一方的な弁明にすぎないのですから。

2. 本案前の申し立ての理由（その 1）について

原告は、平成 21 年 3 月 3 日、勤務日数にかかわらず、高額な月額報酬を受け取っている愛知県の行政委員に対し住民監査請求を行いました。ところが、この請求は、遺憾ながら不適法として却下され、原告は大いに失望しました。何故、本件監査請求が却下であるのか全くもって不可解です。

① について

本案前の申し立てにつき、条例の改廃と同義であるから監査委員の監査の対象ではない、との被告の主張は一方的な解釈に他なりません。原告が強調するのは、愛知県非常勤職員の行政委員会の報酬及び費用弁償に関する条例は、行政委員の報酬は勤務日数に応じて支給を定める、との地方自治法の理念に反する、即ち、勤務実態が、到底常勤とは言えないのに、月額で報酬を支給するのは全くもっておかしい、ということ

です。

地方自治法第2条14項には、「地方公共団体は、その事務処理をするにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」となっているのですから、同文は、単なる努力規定ではなく、義務規定として解されるべきであり、例外なく本案に該当する法律として適用されるべきです。

② について

被告は、定められた条例及び規定に沿って支給されている報酬であるが故に、支給行為は違法不当ではない、と主張していますが、これは地方自治の理念に深く根差した見方ではなく、局面乗り切りだけの臨時的な言い訳であると考えます。勤務実態が月数回で、到底常勤とは言えないのに、事案の中身を吟味もせず、ただ規定に沿って月額報酬を支給するだけという図式は、市民の立場から見て通用するものとは到底思えません。ご周知のように、条例に唱えられていることで、自治体として評価されるのではなく、有効な条例がいかに関現されているかで自治体は評価されます。

上述のとおり、原告の請求は、監査請求の要件を欠くものではありません。

従って、監査委員が、本案について原告の請求を却下することは誤りであると言わなければなりません。

3. 本案前の答弁の理由（その2）について

本件訴えは、あくまでも適法です。

非常勤である行政委員に対する月額報酬の支払い問題については、平成21年1月22日、既に大津地裁が違法と結論づけているため、同判決がすべてであります。

大津地裁石原裁判長のひそみに倣い、本件訴えは、地方自治法242条の2第1項に該当する適法な訴訟と言えます。

4. 本案前の答弁の理由（その3、権限の委任）について

被告は、愛知県の教育、公安、人事、労働の各委員への報酬支給は、教育委員会にあつては教育長に、人事、労働並びに選挙管理委員会にあつては各委員会の委員長に、いずれも権限が委任されているが故に、自治体の首長は、被告としての適格を欠くと主張しています。

しかし、本案と併せて審理する必要があるにもかかわらず、茲で権限の委任問題だけを取り上げると、かえって訴訟遅延を惹き起すことに

なりかねません。

「管轄違いによる移送は、訴訟遅延を避けるため、併せて審理する必要がなければ移送すべき条件とする。」とのわが国の民事訴訟法の精神を引用すれば、権限委任による自治体首長の被告適格の是非については、本案と併せて審理する必要がある限りにおいては、考慮すべき条件にはならない、ということが言えると思います。

更に、愛知県財務規則では、住民訴訟における、自治体の首長の被告適格性までは排除していません。

残念なことに、原告は、前記監査委員の処分についての異議申し立てに際し、時代遅れの法律の適用並びにこれに関与した監査委員のために、実に不愉快な体験を致しました。

原告は、今年三月、監査委員会の処分に異議があるので、権限の委任が先決で行われていたのか否かを知りたい、誰を相手取るべきかを教えてほしいと、被告の事前教示を要望しましたが、同被告は、電話連絡による通達をもって、教示義務違反であるとの原告の主張は呑み得ないとした上で、「とにかく教示はしません。」と権限委任問題についての回答を拒否しました。これで公僕と言えるのでしょうか？

行政に携わるどの分野の人たちも、相変わらず、あたかも国家君主であるように振舞っており、決して県民のための奉仕者とはなっていません。真の民主主義とは、愛知県を代表するのは県民であり、監査委員は、県民への奉仕者であるのです。このことは、米国行政協会の **CODE OF ETHICS** という公務員倫理規定の書物に詳述されていますので、被告が、是非共、同書を検索され、ご一読されますよう勧奨します。これらの倫理規定が愛知県の至る所で適用されるなら、県民が、行政との関係を、すぐにでもより満ち足りたものにできるのではないかと強く思う次第です。

被告は、本案に係る権限委任のありやなしやについて、教示義務があるにも関わらず、みだりに拒否をしたのですから、本訴においては、権限委任による被告の変更は自由に認められるべきと思料します。

ごく一部の法解釈を広げて時間を浪費することによってでしか、住民社会の公正さを保てないとする被告代理人の妄想は、必ずや自治体の膨張を招きます。そして、結局は、度はずれた税負担で住民ひとりひとりの生活を苦しめることになってしまうのです。既に始まっている人工減少化を考慮に入れて、自治体はできるだけ小さく、必要な限りで大きく

あらねばなりません。

ドイツ人哲学者のフリードリッヒ・ヘーゲルの教えによれば、テーゼのあとにはアンチテーゼが続き、これらが、ちょうど振り子のように調和・統一されて理想的なジンテーゼが形成されます。従って、裁判史においても、正、反、合と進むので、上告審において、委任者である被告に対する差し止め請求は不適法との判決が維持される場合であっても、それが訴訟遅延を惹き起す可能性を有するのであれば、大津地裁の判決を、県民のための理想的なジンテーゼとして尊重する必然性はあるということになります。

第2 請求原因に対する認否について

(1) 請求原因1について

① (1) について

グループ結成以来、10年以上に亘り行政の不正をチェックし、監視活動をして、市民社会に正義と公正さの尊重を求めているオンブズマン愛知について、被告が、不知という認識であるとの主張をされることについては、驚きを禁じ得ません。過去の事実を目を閉ざし、知っているのに知らん振りをするという醜態が窺われます。

② (2) について

被告が、教育委員会、公安委員会、人事委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の委員に対する報酬支給の権限を有しているか否かについては、前記4. で述べた通りであり、被告は報酬支給の権限を有しています。

(2) 請求原因2について

各行政委員に対する報酬額は、その職務内容、職責等を考慮しているので、多額ではなく適正であるとの被告の主張に対し、原告は異議を申し立てます。非常勤である行政委員に対する報酬が、月額で支給されること自体、不合理且つ不自然であるのに、ここで行政の無駄遣いを肯定する被告の価値判断には深い憤りを覚えます。

勤務実態が月に数回しかなければ、常勤とは到底言えず、常勤でなければ、非常勤として日給報酬とするのが一般社会の常識です。

(3) 請求原因3について

このことについて、争う、と主張することは、大津地裁の判決を尊重しないということになります。判決を尊重しない姿勢が、裁判所に

どのような印象を与えるのか、法曹ならば明らかなことであると思います。

(4) 請求原因4について

- ① ② ③については、被告の主張に賛同します。

(5) 請求原因5について

自治体の課題は、何よりもまず、住民の自由が、他の人々すべての自由と共存できるような規定を定め、その保障をすることにあります。非常勤の行政委員に対する報酬額について、地方自治法2条14項に示されているのは、いかにして、最小の経費で最大の効果が得られるかということですが、これは、非常勤の行政委員に対する報酬の支払い方法は、住民グループの相対する利害関係の調整を図り、報酬額の歴史状況における最良の形を表現するものでなければならない、ということを行っているのです。そして、自然収入の低迷により、当時者間の利害関係が変われば、法律の適用もそれに従って変わらなければならないことを意味します。非常勤の行政委員の報酬は、勤務日数に応じて支給されるべきなのです。そうでなければ、住民の生活を助けるはずのものとして考えられた事の全てが、かえって障害になるという事態を惹き起しかねないからです。

勤務実態が到底常勤とは言えないにもかかわらず、常勤職員と同等に報酬を月額支給することは、正に「行政の膿」に相当しますから、税金の無駄遣いに他ならない本案支出は、差し止められてしかるべきです。

(6) 請求原因6について

- ① 同(1)について

被告代理人は、地方自治法203条の2第2項の本文の趣旨を概ね認めるが、同項ただし書きの趣旨を争う、と主張しています。

地方自治法の本文である目盛が、ただし書きを理由に、自由に動かせるようになっている。こんなにも曖昧で危険なことはありません。

- ② 同(2)について

地方自治法203条の2第項は、昭和31年に法改正されたものです。昭和30年～50年代までというのは、当時の池田内閣により、国民所得倍増計画が策定され、所得水準・生活水準が向上して、輝かしいピラミッドを築いた豊かな時代でした。

しかし、100年に一度の大不況と言われ、自然収の低迷が続く「今」の時代に、国民ひとりあたりの所得倍増を達成し、速いテンポで経済立国に走りすぎた時代の法律を、一義的に争点の対象として引き合い

に出すことは、あまりにも短絡的且つ臨床的であり、「今」という時代を正確に認識しておらず、深い違和感を覚えます。

③ 同（３）について

現時点において、出勤日数についての認否を留保するのは、単なる引き伸ばし戦術に過ぎないのであって、二次元三次元に落ちた争い方であると考えます。

④ 同（４）について

前記４頁、（６）①②で述べた通りです。

（７）請求原因７について

被告代理人は、地方自治法 203 条の 2 第 2 項の本文の趣旨を認める一方で、同法のただし書きを濫用し、被告に都合良く核心点をずらして、「論点ずらし」をしているのであって、地方自治法に違反する愛知県条例がある、との原告の主張に対し、正面からの反論を足り得ていません。これまでの被告の主張は、条例が上位の法律に違反する場合、その下位の条例は無効となる、との原告主張に対しての反論に値するものではありません。

（８）請求原因８について

真剣に争います。

（９）請求原因９について

被告は、正当理由なき住民監査請求を認めた、ということになります。

（１０） 心血をこめて争います。

結語 上記書面により、裁判所が、原告の意見に対して理解を示すことを切に希望します。